

令和7年度 家庭ごみの収集カレンダー

① 燃やすごみ

【週2回】燃やすごみ集積所へ **ごみ袋は、透明か半透明のもので**
〈祝日収集あり〉 (年始の1月1日、2日、3日は休み)

※車両に載らない大きさ(横幅1m、直径30cm)を超えるものは、直接高柳清掃工場へ搬入してください。
 ※集積所に掲示されている収集曜日に従って排出してください。

地	区 (町内会表記等)	曜日	
瀬戸谷全地区 A-1 ~ A-5	原、木町、栄、小坂、上伝馬、益津、千歳、長楽寺1、白子、下伝馬、左車、市部、五十海	F-1 ~ F-15 / F-32 ~ F-33 F-19 ~ F-26	月・木
稲葉全地区 B-1 ~ B-5			
葉梨全地区 C-1 ~ C-19	前島、田沼、富士見町、日の出町、小石川町、東町、駅前、喜多町、駿河台、南駿河台、青木、志太、瀬古	G-1 ~ G-39 / G-57 ~ G-61	
※12月29日は収集します。 ※1月1日(年始)の収集はありません。	築地、築地上、兵太夫北、兵太夫中、兵太夫南	H-1 ~ H-2 / H-10 ~ H-12	
大洲全地区 I-1 ~ I-12	岡部全地区 J-1 ~ J-28		
広幡全地区 D-1 ~ D-8	瀬戸新屋、水上、芙蓉台、緑の丘、新南新屋、新南新屋、追分、追分西、青葉町、一里山、三軒屋、光洋台、瀬戸、内瀬戸、青南町	G-40 ~ G-56	火・金
西益津全地区 E-1 ~ E-13			
岡出山、藤岡 F-16 ~ F-18 F-27 ~ F-31	高柳、兵太夫上、兵太夫下、大新島、与左衛門	H-3 ~ H-9 / H-13 ~ H-20	

※12月30日は収集します。※1月2日(年始)の収集はありません。

② 容器包装プラスチック

【週1回】燃やすごみ集積所へ
 (地区により別の指定場所があります)
〈祝日収集あり〉
 (年始の1月1日、2日、3日は休み)

※“容器包装プラスチック”と“木くず・剪定枝”は、別の車両が収集します。
 ※集積所に掲示されている収集曜日に従って排出してください。

曜日	月	火	水	木	金
地	広幡全地区 D-1 ~ D-8	瀬戸谷全地区 A-1 ~ A-5	葉梨全地区 C-1 ~ C-19	瀬戸新屋、水上、芙蓉台、緑の丘、新南新屋、新南新屋、追分、追分西、青葉町、一里山、三軒屋、光洋台、瀬戸、内瀬戸、青南町	前島、田沼、富士見町、日の出町、小石川町、東町、駅前、喜多町、駿河台、南駿河台、青木、志太、瀬古
区 (町内会表記等)	西益津全地区 E-1 ~ E-13	稲葉全地区 B-1 ~ B-5	藤岡 F-27 ~ F-31	高柳、兵太夫上、兵太夫下、大新島、与左衛門	G-1 ~ G-39 G-57 ~ G-61
	岡出山 F-16 ~ F-18	原、木町、栄、小坂、上伝馬、益津、千歳、長楽寺1、白子、下伝馬、左車、市部、五十海	大洲全地区 I-1 ~ I-12	築地、築地上、兵太夫北、兵太夫中、兵太夫南	G-1 ~ G-39 G-57 ~ G-61
	岡部1・2・4自治会 J-1 ~ J-9 J-18 ~ J-21	F-1 ~ F-15 F-19 ~ F-26 F-32 ~ F-33		岡部3・5自治会 J-10 ~ J-17 J-22 ~ J-28	築地、築地上、兵太夫北、兵太夫中、兵太夫南 H-1 ~ H-2 H-10 ~ H-12
		木くず・剪定枝は5月5日・7月21日・8月11日・9月15日・10月13日・11月3日・11月24日・12月29日・1月12日・2月23日の収集はありません。	木くず・剪定枝は4月29日・5月6日・9月23日・12月30日の収集はありません。	木くず・剪定枝は12月31日・2月11日の収集はありません。	木くず・剪定枝は1月2日・3月20日の収集はありません。

③ 木くず・剪定枝

【週1回】燃やすごみ集積所へ
 (地区により別の指定場所があります)
〈祝日収集なし〉
 (地区覧を参照)

地区名	町内会名	地区名	町内会名	地区名	町内会名	地区名	町内会名
瀬戸谷 A	A-1 本郷	藤枝 E	F-1 原第1	青島 G	G-20 駿河台1	高洲 H	H-10 兵太夫南
	A-2 中里		F-2 原第2		G-21 駿河台2		H-11 兵太夫中
	A-3 たかね		F-3 原第3		G-22 駿河台3・5		H-12 兵太夫北
	A-4 滝沢		F-4 原第4		G-23 駿河台団地		H-13 兵太夫下
	A-5 滝ノ谷		F-5 原第5		G-24 駿河台西団地		H-14 兵太夫上1
稲葉 B	B-1 堀之内		F-6 原第6		G-25 南駿河台1・2		H-15 兵太夫上2
	B-2 谷稲葉		F-7 木町第1		G-26 南駿河台3		H-16 兵太夫上3
	B-3 宮原		F-8 木町第2		G-27 南駿河台4		H-17 兵太夫上4
	B-4 寺島		F-9 木町第3		G-28 南駿河台5		H-18 兵太夫上5
	B-5 助宗		F-10 木町第4		G-29 南駿河台6		H-19 大新島
葉梨 C	C-1 西方		F-11 木町第5		G-30 メゾン駿河台		H-20 与左衛門
	C-2 北方		F-12 栄		G-31 青木北		I-1 大東町西
	C-3 白藤		F-13 小坂		G-32 青木西		I-2 大東町北
	C-4 中ノ合		F-14 上伝馬		G-33 青木東		I-3 大東町東
	C-5 上川		F-15 益津		G-34 青木南		I-4 大東町南
	C-6 花倉		F-16 岡出山1丁目		G-35 志太第1		I-5 善左衛門上
	C-7 横見		F-17 岡出山2丁目		G-36 志太第2		I-6 善左衛門下
	C-8 中田		F-18 岡出山3丁目		G-37 志太第3		I-7 弥左衛門
	C-9 上藪田		F-19 千歳		G-38 志太第4		I-8 泉町
	C-10 下藪田	F-20 長楽寺1	G-39 志太第5	I-9 忠兵衛			
	C-11 高田	F-21 白子	G-40 瀬戸新屋	I-10 青洲団地			
	C-12 藤枝サニーヒルズ	F-22 下伝馬	G-41 水上	I-11 源助			
	C-13 清里1丁目	F-23 左車	G-42 南新屋	I-12 五平			
	C-14 清里2丁目	F-24 市部第1	G-43 新南新屋	J-1 廻沢			
	C-15 南清里	F-25 市部第2	G-44 芙蓉台	J-2 横添			
	C-16 時ヶ谷1	F-26 市部第3	G-45 緑の丘	J-3 川原町			
	C-17 時ヶ谷2	F-27 藤岡1丁目	G-46 青葉町中	J-4 岡部			
	C-18 時ヶ谷3	F-28 藤岡2丁目	G-47 青葉町南	J-5 岡部台			
	C-19 時ヶ谷4	F-29 藤岡3丁目	G-48 追分	J-6 内一			
広幡 D	D-1 水守	F-30 藤岡4丁目	G-49 追分西	J-7 内二第一			
	D-2 八幡	F-31 藤岡5丁目	G-50 一里山	J-8 内二第二			
	D-3 鬼島	F-32 五十海東	G-51 三軒屋	J-9 内二第三			
	D-4 上当間	F-33 五十海西	G-52 瀬戸	J-10 岡部南			
	D-5 下当間	G-1 前島上東	G-53 内瀬戸	J-11 岡部本郷			
	D-6 仮宿	G-2 前島上西	G-54 光洋台	J-12 山東			
	D-7 潮	G-3 前島仲	G-55 青南町上	J-13 三輪			
	D-8 横内	G-4 田沼北	G-56 青南町下	J-14 三輪旭ヶ丘			
西益津 E	E-1 長楽寺2	G-5 田沼中	G-57 瀬古第1	J-15 三輪向原			
	E-2 益津下	G-6 田沼南	G-58 瀬古第2	J-16 三輪やよい			
	E-3 稲川	G-7 富士見町	G-59 瀬古第3	J-17 オレンジ			
	E-4 郡1	G-8 日の出町	G-60 ふじみ台	J-18 子持坂			
	E-5 郡2	G-9 マークス・ザ・タワー藤枝	G-61 県営瀬古団地	J-19 入野			
	E-6 大手	G-10 小石川町	H-1 築地	J-20 村良			
	E-7 田中1丁目	G-11 東町	H-2 築地上	J-21 桂島			
	E-8 田中2丁目	G-12 メゾン・グランツ藤枝	H-3 高柳上	J-22 羽佐間			
	E-9 田中3丁目	G-13 駅前第1	H-4 高柳仁平	J-23 殿			
	E-10 平島第1	G-14 駅前第2	H-5 高柳茶屋河原	J-24 新舟			
	E-11 平島第2	G-15 駅前第3	H-6 高柳切島	J-25 宮島			
	E-12 平島第3	G-16 ファミール藤枝	H-7 高柳大淵	J-26 小園			
	E-13 平島第4	G-17 エンブルエバー藤枝駅前	H-8 高柳下	J-27 青羽根			
	G-18 喜多町	H-9 高柳巾溝	J-28 玉取				
	G-19 サーパス西公園						

※古びな回収：4月14日(月) (岡部地区については4月22日(火)) 指定の場所(ホームページ掲載)へ
 ※ごみの分別ガイドブック 今年度、最新のものを発行しました。保存版となりますので保管をお願いします。

④ 資源・不燃ごみ

【月1回(指定日)】資源・不燃ごみ集積所へ

●可能な限り分解、分別して排出してください。

地区 (町内会表記等)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
瀬戸谷全地区 A-1 ~ A-5	28	30	30	31	29	30	31	28	26	30	27	31
稲葉全地区・瀬古 B-1 ~ B-5 / G-57 ~ G-61	1	2	3	1	1	2	3	4	4	9	2	3
葉梨地区(時ヶ谷除く) C-1 ~ C-15	11	16	16	18	15	12	17	14	12	13	10	13
時ヶ谷・五十海・白子・下伝馬・左車 C-16 ~ C-19 / F-21 ~ F-23 / F-32 ~ F-33	18	21	20	22	22	19	22	17	15	21	19	17
広幡地区(上当間・下当間除く) D-1 ~ D-3 / D-6 ~ D-8	17	19	18	16	18	18	16	13	17	19	13	16
上当間・下当間 D-4 ~ D-5	17	19	12	14	18	18	14	13	17	19	13	12
平島 E-10 ~ E-13	4	8	12	14	8	9	14	10	9	15	12	12
稲川・益津下・益津・岡出山 E-2 ~ E-3 / F-15 ~ F-18	23	22	19	24	21	24	27	21	19	23	17	23
長楽寺2・大手・郡・田中 E-1 / E-4 ~ E-9	4	8	5	4	8	9	8	10	9	15	12	11
市部・藤岡 F-24 ~ F-31	3	7	4	2	4	1	2	5	3	7	4	5
原・木町 F-1 ~ F-11	9	13	13	10	13	10	10	19	11	16	20	19
栄・小坂・上伝馬 F-12 ~ F-14	22	23	24	25	25	22	24	19	22	26	20	25
千歳・長楽寺1 F-19 ~ F-20	22	23	24	25	25	22	24	17	22	26	19	25
駿河台・南駿河台・内瀬戸 G-20 ~ G-30 / G-53	10	14	11	9	12	8	9	11	5	8	6	6
志太 G-35 ~ G-39	8	12	9	8	7	3	6	4	2	9	2	2
南新屋・新南新屋・小石川町・東町 G-10 ~ G-11 / G-42 ~ G-43	8	12	9	8	7	3	6	6	2	6	3	2
水上・芙蓉台・緑の丘 G-41 / G-44 ~ G-45	2	1	2	3	5	4	1	6	1	6	3	4
青南町・一里山・三軒屋・光洋台・瀬戸 G-50 ~ G-52 / G-54 ~ G-56	2	1	2	3	5	4	1	7	1	5	5	4
前島 G-1 ~ G-3	7	9	6	7	6	5	7	6	8	6	3	9
田沼・高柳 G-4 ~ G-6 / H-3 ~ H-9	16	20	17	17	20	17	20	20	18	20	16	18
青葉町 G-46 ~ G-47	7	9	6	7	6	5	7	7	8	5	5	9
追分・追分西 G-48 ~ G-49	7	9	6	7	6	5	7	11	8	8	6	9
富士見町・日の出町・駅前・喜多町・青木・瀬戸新屋 G-7 ~ G-9 / G-12 ~ G-19 / G-31 ~ G-34 / G-40	21	26	23	23	19	16	21	18	16	22	18	24
築地・築地上 H-1 ~ H-2	21	26	23	23	19	16	21	18	16	22	18	24
兵太夫・大新島・与左衛門 H-10 ~ H-20	15	15	10	11	14	11	15	12	10	14	9	10
大東町・泉町 I-1 ~ I-4 / I-8	24	27	26	28	26	25	28	27	23	29	24	26
善左衛門・忠兵衛・源助・五平・青洲団地・弥左衛門 I-5 ~ I-7 / I-9 ~ I-12	24	27	26	28	26	25	28	27	23	29	24	26
岡部(1・4・5自治会) J-1 ~ J-5 / J-18 ~ J-28	25	29	27	30	27	26	30	25	25	27	25	27
岡部(2・3自治会) J-6 ~ J-17	30	28	25	29	28	29	29	26	24	28	26	30

⑤ 紙類

【2週間に1回(指定の水曜日)】紙類集積所へ **〈祝日収集なし〉**

●分別された種類ごとに、別々の車両が収集します。

地区 (町内会表記等)	収集日
瀬戸谷全地区 A-1 ~ A-5	4月 2・16・30 / 10月 1・15・29
稲葉全地区 B-1 ~ B-5	5月 14・28 / 11月 12・26
葉梨全地区 C-1 ~ C-19	6月 11・25 / 12月 10・24
広幡全地区 D-1 ~ D-8	7月 9・23 / 1月 14・28
藤枝全地区 F-1 ~ F-33	8月 6・20 / 2月 18
西益津地区(平島除く) E-1 ~ E-9	9月 3・17 / 3月 4・18
岡部1・2・4自治会 J-1 ~ J-9	
岡部3・5自治会 J-10 ~ J-17 / J-22 ~ J-28	
平島 E-10 ~ E-13	4月 9・23 / 10月 8・22
青島全地区 G-1 ~ G-61	5月 7・21 / 11月 5・19
高洲全地区 H-1 ~ H-20	6月 4・18 / 12月 3・17
大洲全地区 I-1 ~ I-12	7月 2・16・30 / 1月 7・21
岡部3・5自治会 J-10 ~ J-17 / J-22 ~ J-28	8月 13・27 / 2月 4・25
	9月 10・24 / 3月 11・25

確認欄

※裏の表より探して記入しましょう

お住まいの地区は

-

①燃やすゴミ

月・木 / 火・金

②容器包装プラ/③木くず・剪定枝

月・火・水・木・金

※お住まいの該当箇所に○をつけましょう

各地区における収集時間帯は変動する場合がありますので、ごみは、必ず決められた日の**「午前8時」**までに**「決められた場所」**に出しましょう

※収集後に出されたごみは次回の収集となりますのでご注意ください。

※集積所については各町内会等で管理しています。

排出場所、排出時のルールなどがわからない場合は、町内会の環自協委員へ確認してください。

※環自協委員がわからない場合は、生活環境課へお問い合わせください。

プラスチック製品の出し方

プラマーク  あり⇒週1回の容器包装プラスチック収集日に  

それ以外のプラスチック製品で**100%プラスチック製品**は月1回の**資源・不燃ごみ収集日**に  

※100%プラスチックとは**ネジや金具などついていないプラスチックだけのもの**(PP、PE以外のプラスチックも出せます)

※塩ビ製品は燃やすごみへ ※金具など分別できないものは燃やすごみへ

“もったいない”都市宣言 ~市民がつくる「環境行動都市・ふじえだ」をめざして~

藤枝市生活環境課 藤枝市岡出山2-15-25 藤枝市役所 南館3階 ☎643-3681(直通)